

各位

株式会社 東北銀行

休眠預金等活用法における異動事由について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）」第 2 条第 4 項に規定する事由を以下のとおりとすることをお知らせいたします。

休眠預金とは、10 年以上、入出金等のお取引がない預金のことを指し、お客様の預金が休眠預金となった場合、預金保険機構に移管され、「民間公益活動」のために活用されます。下記の異動事由に該当するお取引をいただいている場合、休眠預金となることはありません。

記

1. 休眠預金等活用法における異動事由について

(1) 当行は以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号にもとづく異動事由とします。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）。
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性。
 - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地。

(2) 当行は以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号に基づく異動事由とします。

預金等の種類	認可を受けている事由
当座預金 (専用約束手形) (個人当座)	① 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。

普通預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>
納税準備預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>
決済用普通預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>
貯蓄預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>
<p>定期預金 （新型期日指定定期預金） （自由金利型定期預金 M型） （自由金利型定期預金 大口定期預金） （変動金利定期預金）</p>	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p> <p>③定期預金通帳は、各定期預金規定にもとづく他の定期預金明細について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p>
積立定期預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>
定期積金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p>

通知預金	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p> <p>③通知預金通帳は、通知預金規定にもとづく他の通知預金明細について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p>
総合口座	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p> <p>③とうぎん総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p>
決済用総合口座	<p>①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>②預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）。</p> <p>③とうぎん総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p>

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部 （担当：森）

電話番号：019-651-6161